

天津における大家族の形成と居住形態

大 隅 晶 子

はじめに

2000年夏、中国語研修の学生とともに天津南開大学で3週間をすごした。その間、往時天津において大家族を形成していた石家の住宅を見学する機会を得、石家の歴史を記した小冊子『楊柳青石家家族興衰録』を手にすることができた。これによれば、天津郊外に存した楊柳青の石家は天津西部の最も富んだ家であり、天津の八大名家の一つであったという。見学した屋敷は後に述べるように尊美堂の建築したものであるが、敷地6080平米のなかに200余間(復元後は183間)を有する広大な屋敷であった。尊美堂は石家の四大門の一つであったが、建築は清国光緒年間(1875-1908)に始まり、民国12年(1923)に終了したもので、50余年をかけて増改築の行われた建築物であるという。今回復元された屋敷のほかにも、分割を重ねた石家は楊柳青内各処に邸宅を構えていたが、それらすべてが四合院と呼ばれる建築様式からなっていた。

中国は社会人類学でいう父系制の社会であり、兄弟均分相続の社会集団である。日本の「家」制度が縦につらなるタテ社会といわれるのに対して、横のつながりが強く、共通の祖先を祭祀する大家族を形成することで知られる。そのような大家族は中国では宗族と呼ばれ、族譜も数多く残されている。天津石家の場合は残存する族譜はないようであるが、天津市西青区文化局は1960年代に資料収集に着手し、1999年12月にこの小冊子を完成させている。この冊子に基づきながら、清代半ばに基礎をきづき、大家族を形成していった石家の歴史とその居住形態について、中国の当該時代の制度、文化背景を勘案しながら考察をしてみたい。

1. 天津と楊柳青鎮

天津は中国華北平野の北東部に存する。現在天津市は4つの政府直轄市の1つであり、首都北京に隣接する大都會であるが、そうなったのは中国ではそんなに古いことではなく、歴史的に表舞台に登場するのは明代のことである。明の開祖朱元璋(太祖)は南京に首都を置いたが、三代皇帝成祖永楽帝は北京に遷都した。太祖洪武帝の時、燕王として河北の藩屏となっていた朱棣(後の永楽帝)は太祖の没後、海津(天津)から南へ出兵し、建文帝を擊破して自ら帝位に着いた。天津の南運河から出兵したことから、「天子津渡」のこの地を天津と名づけ、永楽2年(1404)にここに天衛、左衛、中衛、(軍屯の駐屯地)を設け、天津城を築いた。この時

の城壁は、高さ約11メートル、周囲約4.5キロメートルであったという⁽¹⁾。

南北運河のみならず、天津には永定河、大清河、子牙河が流れ込み、海河となって、渤海湾に注いでおり、水運の盛んな都市である。その河口の大沽(現在では塘沽)は、阿片戦争や義和団の時、欧米列強が清朝中枢勢力と対峙するために北京に赴いた入口であり、北洋海軍の拠点でもあった⁽²⁾。

明朝に続く清朝の康熙帝の時、運河通航の規制を緩和したため、福建、広東、江蘇からの移住者が増え、中国近畿の重要な商業都市となった。雍正年間(1723-1735)には行政制度上、直轄州となり、同じ年に府都へと昇格していった⁽³⁾。

直隸天津府、県七。天津県、青県、静海県、滄州、南皮県、鹽山県、慶雲県⁽⁴⁾とあるが、七つの県を治下に置く府となり、天津県が府治となった。このような都市に発達していった背後には、なんといっても運河の存在が欠かせない。天津には首都と南方の豊かな物資を運ぶ大運河が流れていることはすでに述べた。現在では輸送の大半を列車が担っているが、西洋によって鉄道や汽船が導入されるまで、大運河は中国の南北を結ぶ一大交通網であった。中国は南船北馬といわれるよう、北方は馬、南方は船が交通の手段であったが、天津に限っていえば、北方にあっても船が交通の手段として重要な役割を果たしていたといえる。

(1) 大運河の形成

大運河は隋代(581-618)にそれまで建設されていた運河や新たに開削した運河と河川をつなぎ、南北に通じる水運の大動脈を作ったものである。正確に言えば、隋代に建設された大運河は天津を通過しておらず、天津を通過するようになるのは、現在の北京である大都に首都を置いた元代になってのことである。大運河は南の豊富な物資を北方の政治的中心地に送る生命線であった。歴代の統一王朝は、三つの大きな河、黄河・淮河・揚子江を利用し、その間を運河で結びつけ、糧米を主とした多量の物資を運搬した。元(1260-1368)以前の統一王朝の都は黄河中流域にあったので(隋=長安、唐=長安、宋=開封等)、大運河は揚子江から淮河に至り、黄河を西折するものであった。これに対して元代に至ると都は大都(現在の北京)に置かれたため、江南の物資運搬のために新たな運河開削が必要となったのである⁽⁵⁾。

元の成祖、フビライから命を受けた著名な天文家である郭守敬は、白河を利用して大都から密雲を経て、天津を通り、南方の揚州方面へ直通する運河を切り開いたといわれる。元は程なく漕糧を海運に切り替えるが、明の永楽帝は北京遷都の後、大運河の大規模な改修を行っている⁽⁶⁾。

天津の中心街で南運河と北運河、海河が合流する。図1を見ていただければわかるように南運河は山東省の大都市、臨清と繋がり、北運河は通州を経て北京と繋がる。通州には南方から運ばれる漕糧米を保管する倉庫が設けられていた⁽⁷⁾。

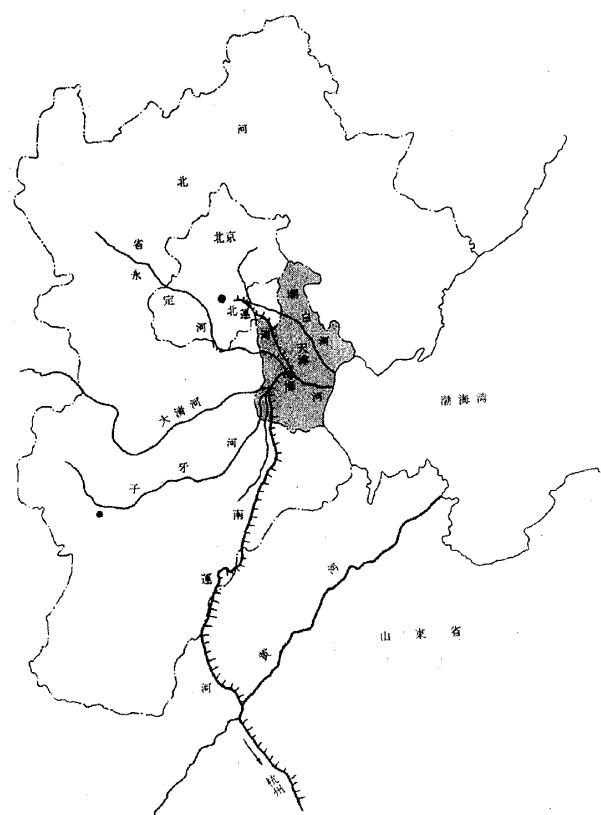


図1 天津一帯の河川と運河
『中国 都市と建築の歴史』より転載

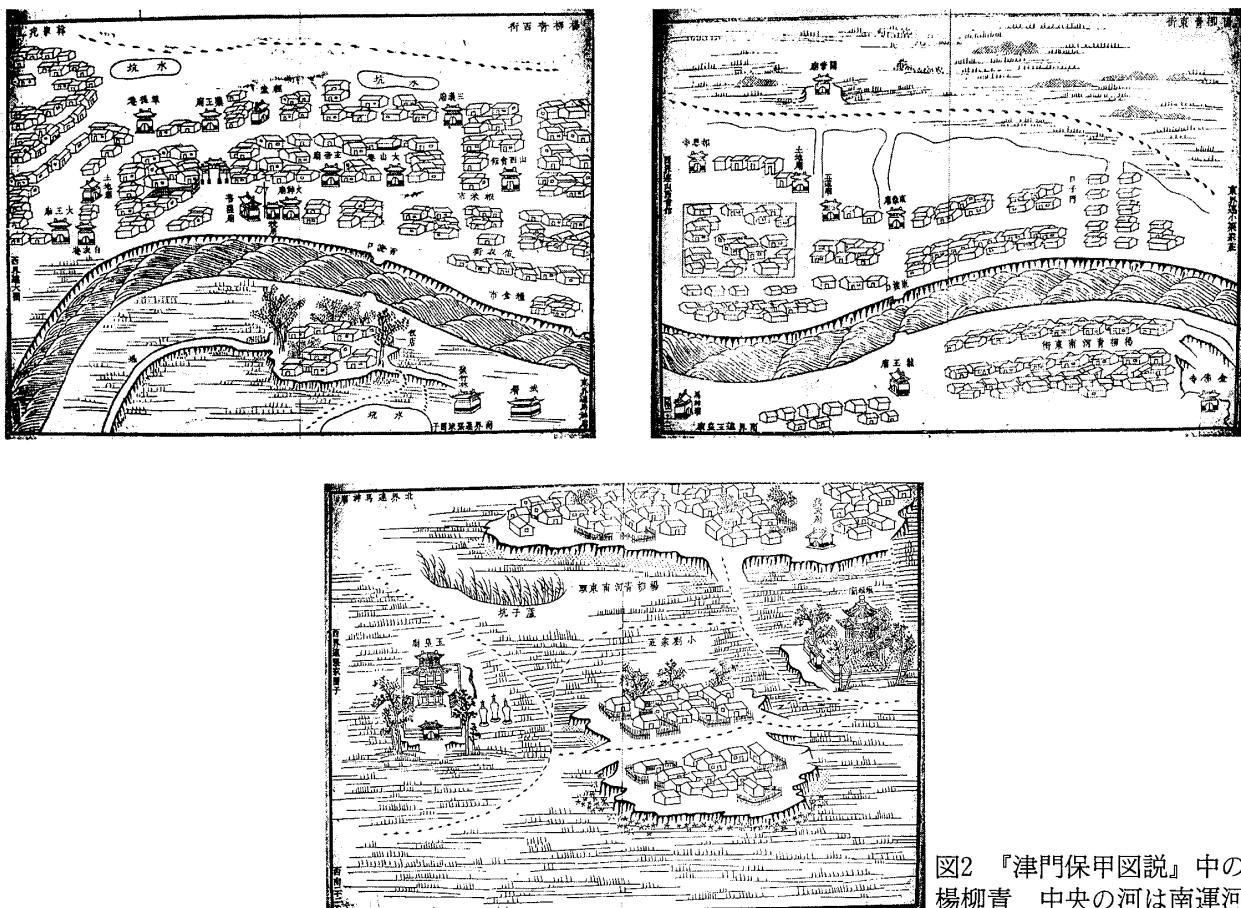


図2 『津門保甲図説』中の
楊柳青 中央の河は南運河

(2)楊柳青鎮の位置

天津県西部に位置する楊柳青鎮は、この南運河沿いにある[図2]。南運河は山東省と天津を結ぶ大動脈であった。清の道光丙午年(1846)に編纂された『津門保甲図説』には

楊柳青は西南の一巨村なり。河間志に謂う即柳口、地は最も衝要なり。旧志に云う、地に楊柳多き故に名づくると。駅丞を此れに設く。河に浜し道を控え、水陸皆通す。街巷、村廬闐然として成聚す。因りて分かちて三図と為す⁽⁸⁾

と書かれ、域内が大きいので三図に分けて図示すると述べ、西南二十一、西南二十二、西南二十三の図が描かれている。各図域内の住民について図二十一は

紳衿 一十六戸 塩商 二戸 鋪戸 六十九戸 煙戸 八百一十五戸 応役 三戸 傭作
一百一十三戸 負販 三十八戸 船戸 一百六十五戸 船夥 二百七十七戸 乞丐 一戸
僧道五戸 共に一千四百九十九戸 大口四千七百八十五口 小口二千五百八十一口

と記され、図二十二には

煙戸二十八戸 応役一戸 共に二十九戸 大口七十三口 小口一十六口

と記され、図二十三には

紳衿一十五戸 鋪戸二百六十戸 煙戸一千九百一十三戸 応役二十八戸 傭作三百九十三戸 負販一百一戸 船戸三百三十四戸 船夥二百四十四戸 乞丐七戸 僧道九戸 共に三千三百四戸 大口一万一千四百一十二口 小口六千二百六口⁽⁹⁾

と記され、戸数4832戸、人口29073人の巨大な村であった。全戸の5割以上が農家(煙戸)が占めているものの、紳衿(官僚の家)が31戸、店を構えて商売をする家329戸、運河で運搬に従事する家は船戸と船夥を併せると1015戸と2割余を占めていることがわかる。塩商も2戸居住するかなり大きい村落といえる。「河南に大街一あり、渡口一あり」と記されているが、図2に見える楊柳青河南東街がそれにあたるのであろうか。政府の伝達を行う駅が設置されていたということは、交通の要衝であったことを示している⁽¹⁰⁾。

道光19年(1840)に中英間で争われた阿片戦争後、南京条約により中国の5港が開港した。その内の1つが天津である。実質的に天津が開港されたのは道光末年(1860)であったが、それを溯ること約6、70年、本稿が取り上げる家族は楊柳青に根を下ろそうとしていた。

2. 石家の勃興と大家族の形成

今回取り上げる天津の家族は、清朝中期に天津に根を下ろして勃興した家族である。清朝は満州族の建国した国であった。建国より乾隆朝までは版図拡張の一途をたどり、隆盛を極めていたが、その晚期には衰えが見え始めていた⁽¹¹⁾。清朝も元、明に続いて北京に都を置き、大運河の漕運によって南方の物資、税糧を調達していた。大運河は政府物資を運ぶだけではなく、民間による様々な物資を運ぶ動脈でもあった。塩は政府専売であったので、それを請負う塩商が拠点を置いたことは、楊柳青がこの周辺的一大勢力であったことを示している。

石家が楊柳青に拠点を築いたのは乾隆年間(1736-1795)のことであったらしい。『楊柳青石家家族興衰録』によれば、本来山東省萊州大嵒口石家嶺出身の石蓬は大船一隻を所有し、自宅周辺で運輸業に従事していたが、雍正年間(1723-1735)には天津一帯にも来るようになっていた。先ほど述べた規制緩和が行われ、天津が直轄州、府治へと昇格していった時期と一致する。息子の石衷一の時代になって楊柳青に落戸(居住)し、大きい漕船(穀類輸送専用船)に買い替え、北京、天津に赴き、土産の雑貨、穀類等の商品を運搬するようになった。その後、清政府の雇用を受け、江蘇省の徐州や河南省大名府などから税糧である小麦を政府の倉庫のある通州まで運ぶ漕運を開始している⁽¹²⁾。

石衷一の息子石万程は船運業を主とし、毎年4回漕糧の運輸にあたるほか、不作や水害などで糧食に欠く沿岸の地方に雑糧の販売を始めた。息子の石献廷をつれ、南運河の津京一帯を往復していたという。政府からの請負である漕運と自ら穀物の買付けを行い、その販売を始めたということである。

乾隆50年(1785)、石衷一は引退する決意を固め、孫の石献廷に後を譲って船を下り、楊柳青に万興糧行を開設した。つまり、穀物店の開業であった。運河周辺の農産物の豊欠のニュースが早く伝わり、価格の安い官糧を購入することができたので、経営は順調であり、常に店には万石の糧があったという。近辺に凶荒があるたびに、富を積み上げ、石万程のころには確実に富有戸になっていた。嘉慶6年(1801)には永定河の氾濫による水害で、糧価が昂騰し、石家の万興糧行は多大の収益をあげ、ここに石家発展の基礎がきづかれた。

石家は万程の子、石献廷にいたるまで男子1人が財産を相続しており、財産の分割がなかつたことが富みの蓄積に繋がったと思われる。しかし、今や大富豪となった石万程は大家族を望んだようで、息子献廷には妾2人を買い与え、その他にも事情のある娘も加わり、前後妻を合せて都合5人の女性が献廷の子女を生み、内5人が男子であった。長子石宝福は未婚のまま夭折したが、後の4人は成人し、各々家庭を持った。

石氏が乾隆50年に正式に楊柳青に居を移してから20年経った嘉慶10年(1805)、石献廷には息子4人に、孫が10数人いた。そのために購入したのが8個の四合院の連なった邸宅であった。四合院というのは中国の建築様式であるが次章で述べることにして、ここでは石家が富みのみならず、名家としての地歩を築いていく過程を見てみよう。

(1) 石家の官途

楊柳青石氏の開祖を石蓬とすると三代目にあたる石万程は先妻死亡の後、楊柳青在住の望族高氏の娘と再婚した。妻の父は進士、甥は挙人という紳衿一家と縁結びをしたわけである。財力はあっても勢力のない石家は、高氏を後妻に迎えた後、官界に入ることを考慮するが、文化的基盤がないために、体力勝負の武学の科挙を狙うことになった。

続天津県志に(同治9年序)に

天津府学原文学額十八名、武学額十五名。県学原文学額十八名、武学額十五名⁽¹³⁾

とあるが、県学、府学の学生の定員が文武に分かれていた。重修天津府志に

嘉慶十二年丁卯科挙人…武挙人…石寶慶(天津)…

嘉慶十三年戊辰…武挙人 石寶善…⁽¹⁴⁾

とあるように、石献廷の次男、長男が相次いで武挙人になっている。このうち次男の石寶慶は、

嘉慶十四年辛酉科…武進士…石寶慶⁽¹⁵⁾

と記されるように、武進士にまで登った。

科挙の制度は隋代の九品官人法に溯るが、宋代からは官僚を選定する制度として定着していた。文官選挙のための文学と武官選挙のための武学にわかれていたが、文官の登用は吏部に属し、武官の登用は兵部の職掌であった。武挙については『清国行政法』が

文官ノ任用ニ科挙アルカ如ク、武官ニモ亦科挙アリ。文挙ニ対シテ之ヲ武挙ト称シ武官仕途ノ階級ト為シ、之ニ因リテ出身スル者ヲ武科出身ト謂フ。…武挙ニ至リテハ其科目ハ兵書ノ默写、馬歩射、刀ヲ舞ハシ石ヲ扛クル等ノ技ニ過キス。此ノ如キ試験法ヲ以テシテハ如何ニ完全ニ施行セラルルモ到底將才ヲ得ヘカラス⁽¹⁶⁾

と述べているように、文官のための科挙に比して劣位の存在であった。そうでなくとも、中国は伝統的に文官優位の国である。しかし、清朝も中期以後、白蓮教徒の乱、太平天国、捻軍等の国内動乱、アヘン戦争以降の列強との対峙など、強力な軍隊の育成が待たれており、武官も一定の位置を占めるようになっていたと思われる。

さらに、次の世代の元字輩や作字輩からは文官も出し始めた。後に述べる分家の第四門にあたる尊美堂からは

挙人…咸豐十一年辛酉科…石元俊(字秀巖)⁽¹⁷⁾

とあるように咸豐11年(1861)、石家としては始めての文官挙人を出したのである。また、

光緒元年孝廉方正…石作瑗

光緒五年己卯挙人…石作棫⁽¹⁸⁾

と、1870年代には第二門からも文官も出すようになっている。後に見るように第四門から族長を出しているのも、石元俊の挙人出仕が大きいと考えられる。

(2)石家の資産と分家

後述するように道光3年(1823)、石家は分家するが、この時の石家の資産は、万興糧行の経営並びに船舶の運航経営と共に典当を18ヶ所、土地1000余項を取得し、金庫には300余万両があったという。典当とは質屋のことであるが、中国の質屋業の歴史は古い。当該時代、つまり清時代の質屋は塩商、茶商などと同じく政府から営業許可書の発給を得て始めて営業が許される特許営業商であった。船一隻から始めた運輸業から、穀物販売に手を広げ、土地の購入とその小作貸出し、さらに質屋経営による小口金融業へと事業を拡大したのである。

石献廷は自分の存命中に息子4人を独立させ、家産を分けた。家系図[図3]に示したように

家産を分けたからといって、各々が全く独立してしまうのではなく、一族の統一性を残すのが中国の分家である。族産を残して祖先の祭祀を行い、族産の管理、一族の規律を保つのが族長の任務であった。家産を分かつのは男子均分を旨とするのが、中国の家産分割の仕方であった。家族というのは、同居、同食、同産を意味し、家産を分かつというのは家族の機能は分かつが同族としての機能は維持するということである。

道光3年(1823)、石献廷はこの財産を4人の息子に分割し、分家別炊(食事をともにしないこと)することにし、祖先祭祀のための祭田を一部公産として残し、あの帳簿、現銀、土地、房屋、家具、典当等の企業を4人にはゞ平均分割した。

この時の家産分割によって長子(本当は次男)石宝善は福善堂、次子の石宝慶は正廉堂、三子石宝苓は天錫堂、四子石宝衍は尊美堂を設立した。この後の世代にも分家が生じるので、この4つの分家を四大門と称しているが、分家を重ねても石一族はまとまっており、族長が立てられ、族産を共有していた。分家以後の四大門の歩みを辿って見たい。

①第一門福善堂(石宝善)

実質的長子であった宝善は、主要財産である万興糧行及び2つの典当、土地400余頃を継承している。彼には7人の息子がいたが、うち2人は相続時、20歳を超えており、父親の片腕となって働いていた。太平天国、捻軍等の乱により、運河周辺は通航もままならぬことが多かったが、宝善古希の時、7人の子に財産を分与し、各々の堂名をつけて門戸を分かった。宝善は武挙人とはなったものの、官途に就くことなく、家業を運営したと考えられる。

長子石元敬は敦厚堂を名乗り、旧宅(8つの四合院よりなる)のうち2つの四合院を得たが、前院にはまだ第四門石宝珩一家が居住していた。次子石元輝は聿修堂を建てて、估衣衛に新しく3組の四合院を建築した。三子の石元兆は燕慶堂を名乗り西当舗小胡同路東三所に宅院を得た。四子石元第(元吉堂)は旧宅東3所に2つの宅院、五子石元鼎(尚炯堂)は旧宅の西3所の院宅、六子石元勛(久思堂)は旧宅内の東3所の院落、七子石元度(裴元堂)は旧宅院の東胡同に宅院を2ヶ所得ている。土地の分配は多いもので100頃、少ないもので80余頃であったが、典当は他の支族との共有部分もあるので、この時は分かたず、収益を分配することにしている。石宝善が父親から受継いだ土地は400頃であったが、7人の息子に分配すると、80から100頃となってしまった。この時には祭田等の族産は、既存の族産が存在するため、残されていない。

その後の世代は概ね農業と商業で身をたてていたが、毓字輩となって生活が変ったといわれ、第一門の子孫のなかには行方不明の人もいるという。

② 第二門正廉堂(石宝慶)

二門正廉堂、石宝慶は武挙人から武進士に進み、官界での一応の勢力を得たのち、分家以前に親の建てた旧宅を離れ、自ら6個連続の四合院コングロマリットを建設した。その建築の規模、気派(風水)は旧宅を過ぎるものであった述べられている。6個の四合院のうち、南側の

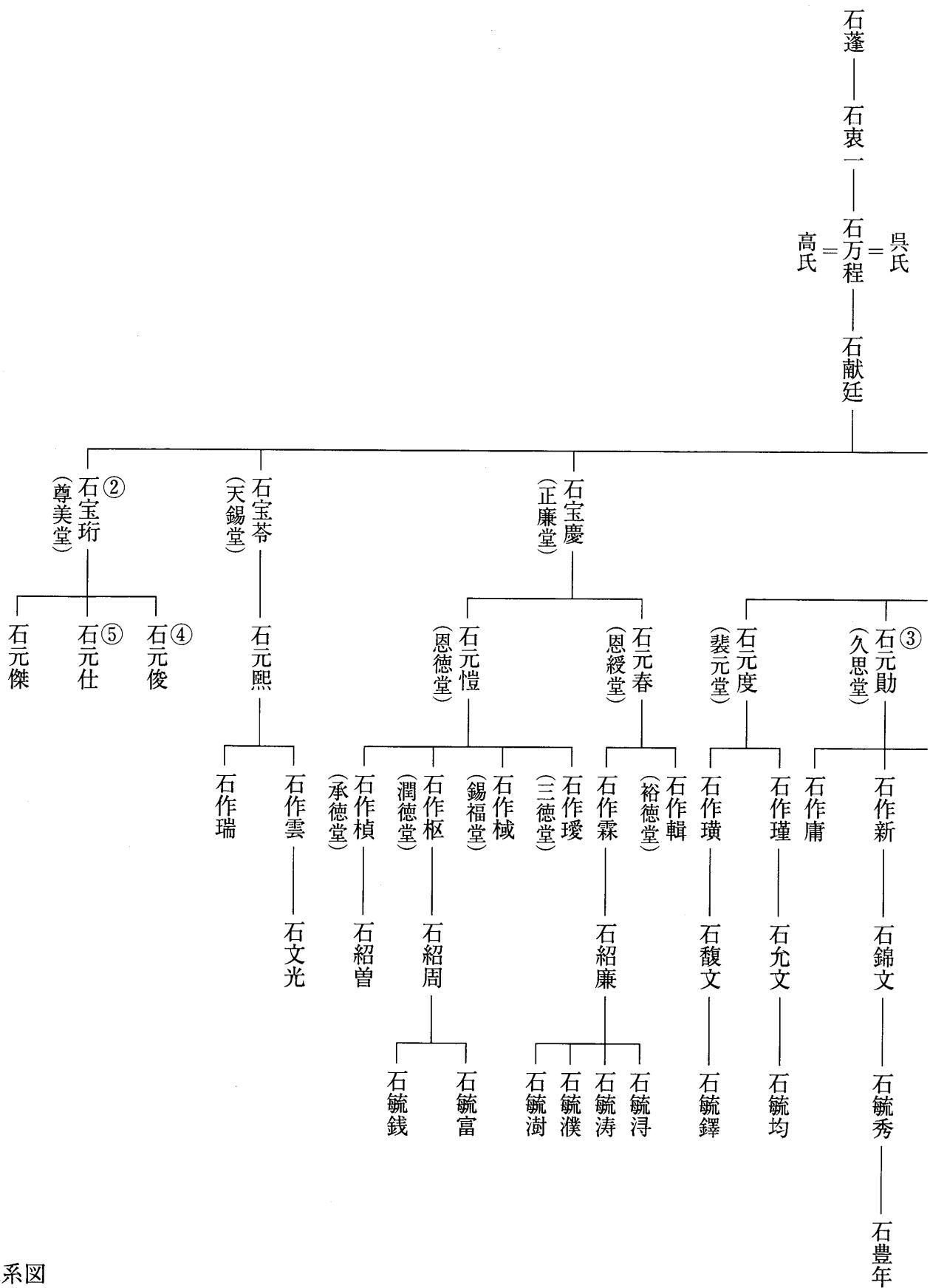
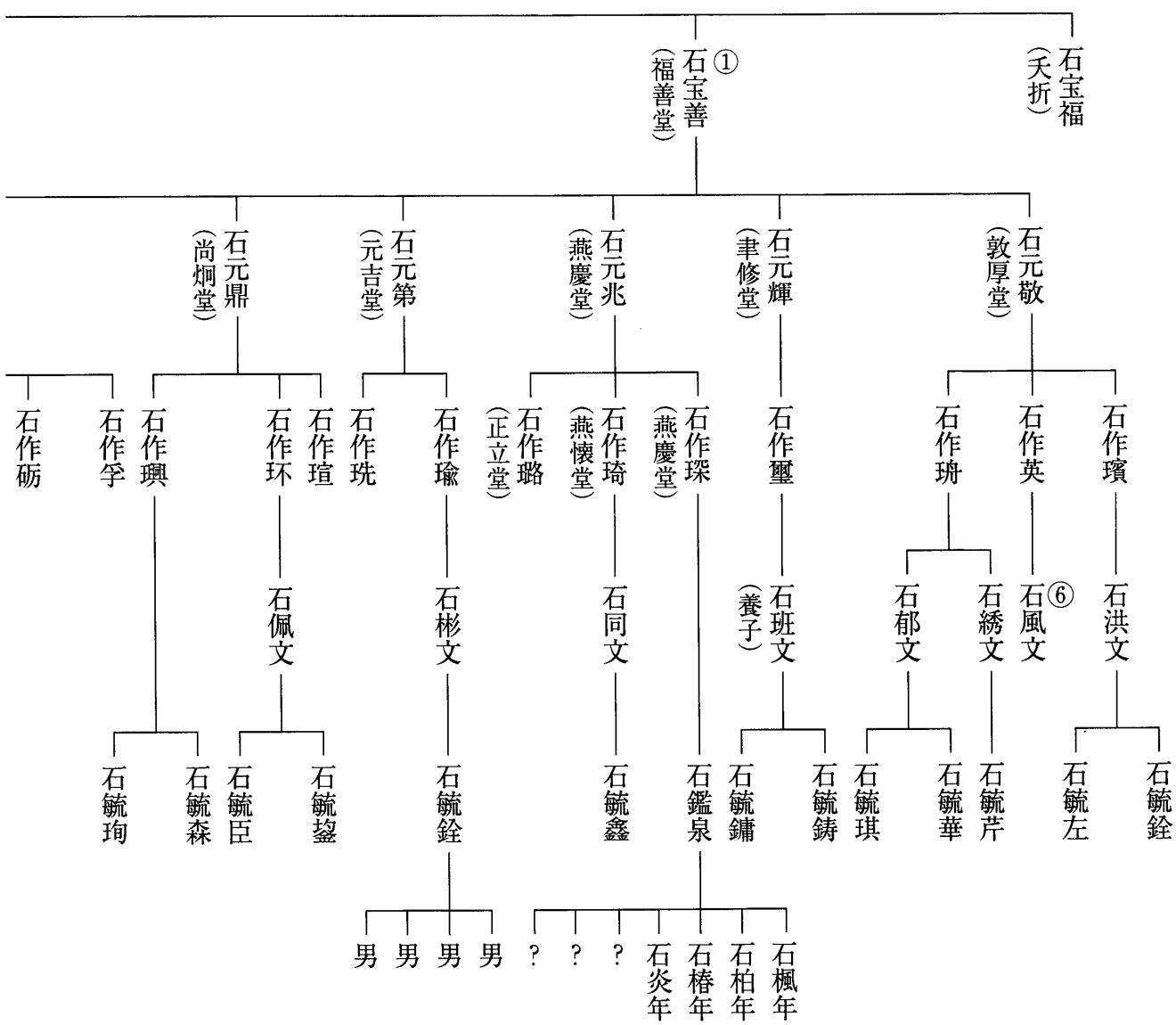


図3 石家系図

①、②…は族長を示す



東西4個は客用とし、奥の2つの四合院を住宅にあてた。石宝慶には男子2人、石元春、石元愷が生まれた。次子元愷は道光19年(1839)に省試を受験して武挙となり、元愷の長男石作楨は光緒元年(1875)、推挙せられて“孝廉方正⁽¹⁹⁾”となって六品を賜っており、次男の作棫は光緒五年(1879)に文官の挙人となり、石家2番目の文官を出したことがわかる。石宝慶は大門に「祖孫父子同登科甲」の八大字を額にして掲げ喜んだ。

系図の示すように、石宝慶は6人の孫を持った。うち2人は官僚として各地を巡ったため、残り4人に本家の西隣に4つの院宅を新たに設けている。官僚として各地を回った2人のうち1人は石元愷の次男作棫であった。彼は河南省の各地を知県として20年間歴任したという。四男の石作楨は大枚10万両をはたいて官職を捐買し、江蘇省揚州府の知府となった。揚州は古くから塩鉄の要衝の地で、ここで知府を勤めるということは、多いに役得を得ることであったため、2年間で白銀20万余両を得たという。買官に要した費用が倍になって返ってきたといえる。

第二門からは2人の官僚を出し、官僚地主となつたが、在地を離れて北京や天津に住居を構えるものが多かったという。

③ 第三門天錫堂(石宝苓)

三門は分家後前大街東口北面に居を構えた。東南の角には独自の資力で築いた家廟があり、建築は住居、家祀とともに、精緻を極めたものであったという。南北2つの客庁、劇楼、花庁などを備えた大四合院であった。宝苓は理財をよくし、光緒元年(1875)には、屋内に銀庫院、珍品院を設け、天津やその他の県に10ヶ所当舗(質屋)を有し、土地300頃や銀炉房を持つ資産家となっていた。楊柳青鎮内の運河の南、張家園は彼の家の佃戸村(小作)であったという。宝苓には石元熙一子のみであったが、孫を2人得ている。石元熙は玩具のすきな遊び人であつたらしく、この支門からは科挙を出していない。孫の2人は恙無く家産を守つたが、次世代で阿片吸引のため財産はほとんど無くなっている。

④ 第四門尊美堂(石宝珩)

第四子宝珩は、分家時には20代であったため、第一門とともに旧宅に住んでいた。第一門石宝善の上2人の息子とほぼ同年代であったことになる。宝珩は3人の息子を得、長子石元俊は咸豐11年(1861)に挙人となったことは先述した。つまり、石家では始めての文官の挙人となつたわけである。元俊は同期生とともに北京に遊び、当地の庭院園林の美に心を動かされ、父親に精美華麗の住宅の建設を提案した。商売に忙しい父親は、相変わらず第一門と同居しており、この提案に喜んで同意した。元俊は翌年、工部郎中(建設省次官)となり、建設業の技術部門に接近し、自らの意図を伝えて設計を始めた。建築部材の磚(石疊)、瓦、木材はすべて南方より取り寄せたが、当時は太平天国や捻軍の乱により運河の通航が妨害され、到達するのに数年を要したという。光緒元年になって始めて建設開始となった。元俊は北京より

頭領の王某ならびに40人余の熟練工を連れ帰った。かくして尊美堂一族は旧宅を出て、新宅に移動した。この邸宅が今回復元された邸宅であるが、劇場、客廳、暖房、鴛鴦房、甬路、垂珠門や下水道など様々な意趣を凝らしたものであった。他の三大門を凌駕するのみならず、天津でも例をみない建造物であったという[図4]。

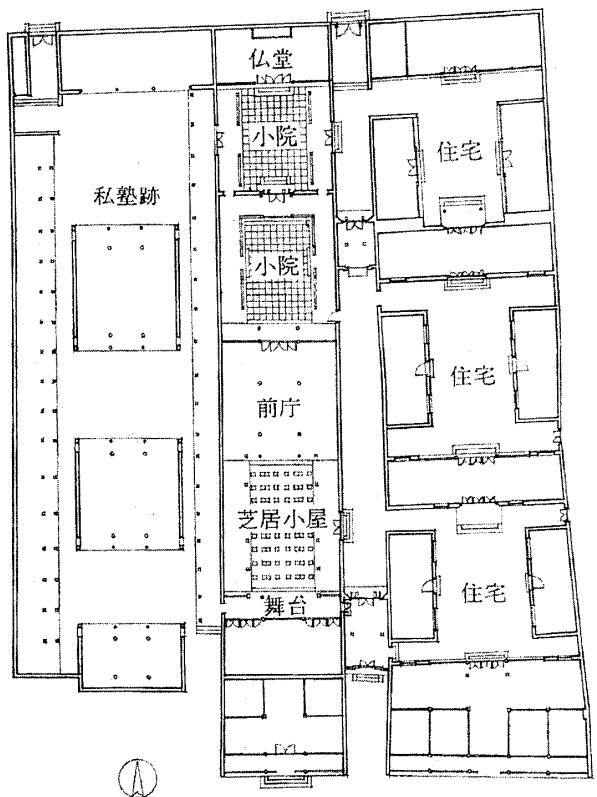


図4 復元された石家四合院平面図
『中国 都市と建築の歴史』より転載

光緒3年(1877)に第一門との同居に終止符をうって新宅に転居した後、石元俊は「父老弟幼」を理由に出仕せず、父親の経営を手伝っているが、この時の尊美堂の資産は、往時分家の際に分けられた土地・当舗の他に、上海・漢口で南北の雑貨を販売する万有姜廠、天錫堂と合資の万源炉房(金銀精鍊所)、美善成銀号(銀の精練所)、東万盛煤灰廠(石炭灰製造)、西万盛煤灰廠、万慶成綢布棉紗庄(布問屋)を経営していた。その経営規模を、土地の貸付けや質屋のみならず、銀行業や織物問屋、製造業にまで拡大すると同時に、土地の兼併は500余頃に達していた。

光緒4年(1878)元俊は他の縉紳と謀り、府学である文昌閣のなかに崇文書院という私学を建て、学生の指導にあたり、ここから多くの挙人や秀才が出た。彼は子孫を残さないで光緒12年(1886)に死亡したが、第一門から石作孚を養子に迎えて後継ぎにしている。次男の石元仕が家長として相続をしているが、家業の経営に手腕を発揮し、名目ともに石家を天津の名門に押し上げた。もちろんその背後には兄元俊の挙人として工部郎中としての実績がものを云つたことは疑いえない。元仕所有の土地は一説によれば700頃を上回っていたといわれ、近隣の各県にまたがっていた。自家の土地を所有するところには必ず質屋を置いていたという。

(3) 族長とその権限

家産が分割された道光3年以降、各家族を統括する族長が置かれた。歴代族長には石宝善、石宝珩、石元勛、石元俊、石元仕、石風文等がなっている。族長には輩行が大きく、年輩で威厳があり、全族の声望の高い人が選ばれ、祭田や公産の管理・財務を行った。石家の場合、公産は万興公記と呼ばれ、多くは土地の小作料であった。一族のための祠堂を建立し、清明節を始めとして、年4回祭祀をおこなっている。万興公記からの支出には、族長の承認が必要であった。さらに、一族の名望を損なうようなものが出来れば、族規にしたがって祠堂に全族を集め、棍・板・鞭等を用いて尋問を行い、必要とあらば族長の名義で官府に送ることができた。族長は族人間の争いには仲裁を行い、族人の婚姻、立嗣継承にも族規に照らして口を挟むことができた。中国の典型的な宗族を形成していたといえよう。

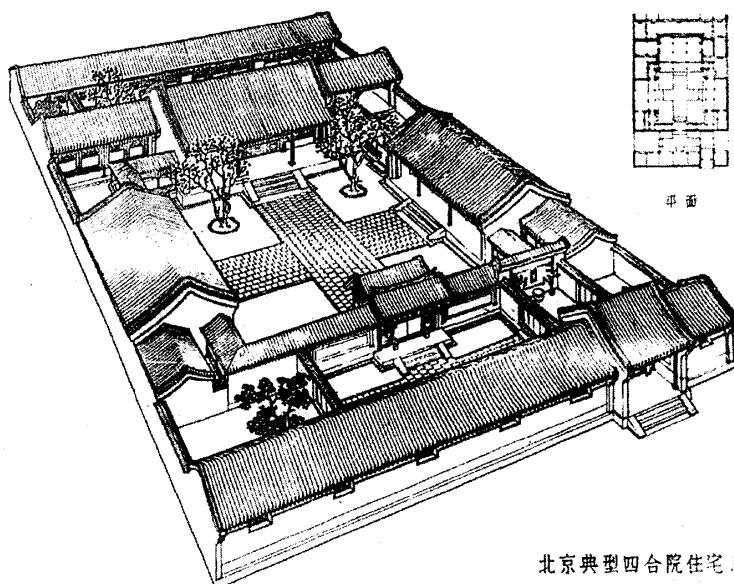
(4) 万興公記の終焉

兄の跡をついで族長となった石元仕の時代が石家の最盛期であった。その後、各大門の凋落は加速的に進み、民国26年(1937)に族産の分配を定めた。民国28年(1939)に最終的に分配されたが、全部で三万元ほどであったという。ここに115年続いた石一族は解体した。

4. 四合院とそのコングロマリット

さてこのような大家族が住む住居として考えられたのが四合院であった[図5]。四合院というのは中国北方に見られる住宅様式であり、四角形の院(にわ)を囲んで北側に南面して正房或いは上房と呼ばれる母屋、東側に西面して東廂房、西側に東面して西廂房、南側に母屋に向かい合って倒座もしくは前房と呼ばれる建物を有する形式である⁽²⁰⁾。

この形式は村松伸氏によれば、清朝建造物全てに当てはまるという⁽²¹⁾。村松氏が



北京典型四合院住宅 鳥瞰
図5 北京の典型的四合院
『中国 都市と建築の歴史』より転載

都市だけでなく、宮殿も住宅も、そして園林も中国人が凡そ空間を築き上げようとする時、第一にすることは「箱」の作成であった。それが宮殿、住宅の基本が四合院的、すなわち中庭を有する空間様態を現す所以なのだ。

と述べるように住宅の基本形態が四合院なのであって、紫禁城といえどもこの基本の組み合わせでできているという。村松氏の著作から各種建造物比較図を孫引きさせてもらったのが図6である。規模の大小はあるものの、いずれも中庭をもった「箱」空間といえよう。図7は『続天津県志』に記載された書院の建物であるが、これも典型的な四合院である。

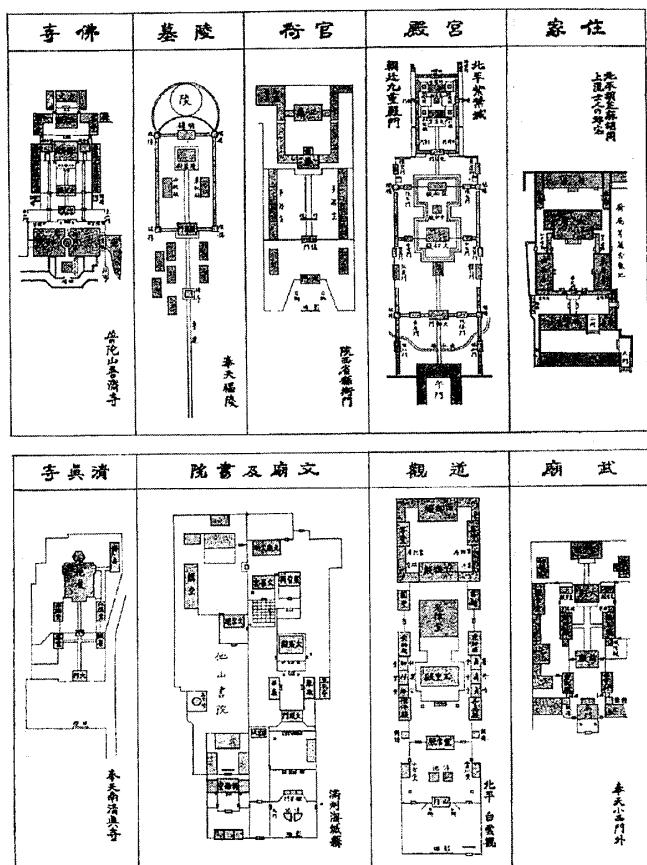


図6 中国各種建築平面図
『中華中毒 中國的空間の解剖学』より転載

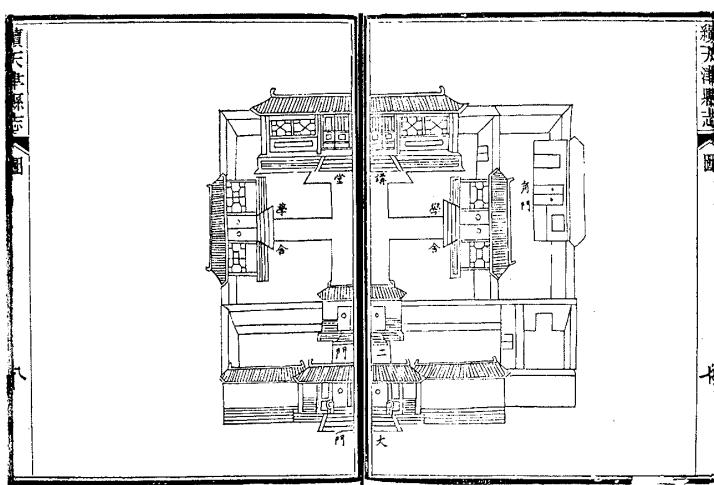


図7 続天津県志所載の書院図

(1)四合院コングロマリット

石献廷の建てた当初の家は8個の四合院の連なったものであった。これは家族が増えたために建築したもので、単純に四合院を8個繋げたものであったようである。後の第一門再分家の時の屋敷の分割の様子からみてそのように考えられる。南北に長い2列のコングロマリットであった。当主夫妻に息子4人、孫が10数人の住居として、この規模の住宅が必要であったわけである。

一方、第二門の6個の四合院は門構えも立派なコングロマリットであったらしく、北側の2つの四合院を住居として使用し、南側の4つの四合院は客用の劇場や花庁であった。武進士として成功を収めた石宝慶は、父から受継いだ財産に自らの獲得した報酬があったために、ゆとりのある贅沢を楽しめた。住宅としては格が一段上がったものと考えられる。第四門石元仕の建築した家は、それを更に上回る規模であった(図4)。兄の石元俊が北京から頭領その他の職人を呼んで作らせた当初の家のほか、長期雇用の瓦職人、木工・石工職人が不断の増築を行い、約50年の歳月をかけて完成したものである。

結語

以上、天津における大家族の形成を見てきた。石家は、まず運輸業によって資産を蓄え、それに加えて穀物店を開業することによって、土地経営及び質屋運転の資金を得たものと考えられる。官僚の家が土地経営に投資することは中国ではよく見られることであるが、質屋を18軒も所有していた。清朝では官僚が質屋を経営することはよく行われたらしく、浅田泰三氏によると「中央、地方を問わず、清朝貴族、官僚の質業を通じての蓄財の事例は枚挙に暇がないほどである。」ということで、石献廷は時流に乗って蓄財したといえる。乾隆41年から20年間にわたって、軍機大臣などの要職を務めた和坤も質屋75軒を有していたという。しかしながら、雍正、乾隆、嘉慶にかけて隆盛を極めた質屋業はそれ以降衰退の一途をたどっていく⁽²²⁾。従って、石献廷が道光年間家産を分割した時に18あった店舗は、その後増加したとは考えにくい。四大門のうち第四門の尊美堂の資産は、土地所有はもちろんのことではあるが、雑貨販売や問屋業、銀業などに移行してきている。

さて、石献廷の時になって大家族が形成されたわけであるが、この時建設したのが8棟続きの四合院であった。それまではどのような家屋に住んでいたかは不明であるが、この8連四合院は、四合院が単純に縦に4個ずつ2列になっていたものと考えられる。図4の右側部分が2列あったと考えればよい。石献廷が家長であった時代は、多数の小家族が家族の成員であったので、住居が必要であったと思われるからである。四合院という建築形式は中庭を挟んで四方に建築を配するため、単体でも複合形式でも、大家族内の小家族のプライバシーが保たれやすい。

後に第二門や第四門が建設した四合院コングロマリットは、住居部分と客人をもてなす客

庁や芝居小屋などからなる、よりゆとりのあるものとなっている。使用される資材や装飾なども、凝ったものになっていることは上述した通りである。

住居・食事をともにしている間は文字通り、家産を共有する家族を形成していたが、家族が拡大すると分家を行い、家産は分割される。分割される財産のなかには家屋も含まれるが、四合院は分割しやすい利点があったと考えられる。

家産の分割が行われても、大家族は一族となって団結は保たれる。族長がたてられ、族産を有し、族規をもっていた。しかし、それも一族が衰退してくれば、結局分割され、宗族は解体してしまい、小家族に戻っていくことを石家の歴史は物語っている。

註

- (1)張在元編著 『中国 都市と建築の歴史』鹿島出版会 1994
- (2)1793年に開港を求めて乾隆帝に会いに行ったイギリス大使マカートニーもここから北京に入った。義和団事件の際、八国連合軍の大半もここから北京に向かった。
- (3)中国の行政制度は時代によって異なるが、清時代の地方制度は明時代のそれに依っている。全国を18の省に分け、省を府に分け、府を州県に分けた。これとは別に直隸州と直隸府を設け、府と同じく省に直隸するものとした。
- (4)『重修天津府志』卷十九 輿地。(『重修天津府志』は光緒25年(1900)に刊行された地方志である。)
- (5)長瀬 守 『宋元代水利史研究』国書刊行会 1980
- (6)星文武夫訳註『大運河発展史—長江から黄河へ—』平凡社 東洋文庫410 1982
- (7)『清史稿』地理志 に「直隸順天府、州五、通州」とあり、直隸順天府に属していたことがわかる。通州は元代以降大運河の要衝となり、一旦ここに集積された南方からの物資は、通惠河によって北京に送られた。ここに倉庫が設置されたのは清代のことである。(アジア歴史事典)
- (8)『津門保甲図説』西南二十一・『津門保甲図説』は天津県の保甲制の規約を示し、域内の住民を図示・解説したものである。保甲とは清代の隣保制度であり、10家を1牌、10牌を1甲、10甲を1保とし、戸籍、警察の事務を行った。
- (9)同上西南二十一、二十二、二十三
- (10)駅制度は近代的な交通通信機関の設けられる以前、郵舗の設備とともに国家の伝達機能を果たした重要な帰還であった。『大清律』卷二十二に「歩遞は郵とい、馬遞は駅と曰う。」とあるように、駅は馬匹によって文書または物品の遞送を行った。(『清国行政法』汲古書院 1972)『清国行政法』は清国の成文法規にあらわれた行政制度全般について、近代法の観点にたって体系的に記述した文献である。原本は臨時台灣旧慣調査会の報告として明治末年から大正初めにかけて刊行されている。利用したのは汲古書院より復刻されたものである。
- (11)乾隆39年(1774)に始まった白蓮教徒の乱に始まり、46年(1781)の甘肃省回教徒の乱、60年(1795)貴州苗族の乱と、乾隆後半には、中国は乱れの兆しを見せていた。
- (12)『楊柳青石氏家族興衰録』第1頁。以下の叙述もすべて同書からの引用である。
- (13)『続天津県志』卷十二 選挙。(『続天津県志』は同治9年(1870)に刊行された地方志である。)

- (14)『重修天津府志』卷十八 選舉
- (15)同上
- (16)『清国行政法』第二編、汲古書院 1972
- (17)『重修天津府志』卷十八 選舉
- (18)同上
- (19)「孝廉方正」とは文官任用制度の一つで、科挙の選挙を経ないで推挙によるもの。才力があれば、知県、知州等に任用された。石作瓊の場合、実際には仕官していないようである。『清国行政法』卷一下 参照
- (20)愛知大学中日大辞典編纂処編 『中日大辞典』 繯原 1968
- (21)村松伸『中華中毒 中國的空間の解剖学』 作品社 1998
- (22)浅田泰三 『中国質屋業史』 東方書店 1997